


所管部課	総務部文書課		部長	広沢 光政		
件名	東大和市文書管理規則の一部を改正する規則について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>第6条（文書記号及び文書番号）について、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 文書記号を部及び課の頭文字で表し難い場合の例外規定を設ける。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 文書記号を適正に付することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課法規係において事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。